

資料編

NISHIHYOGO  
SHINKIN BANK  
西兵庫信用金庫の現況  
2022



## 目次

主な事業の内容	1	貸出金に関する指標	8
貸借対照表	2	有価証券等に関する指標	10
損益計算書及び剰余金処分計算書	3	自己資本の充実の状況 (自己資本比率規制の第3の柱)	12
貸借対照表注記、損益計算書注記	4	役職員の報酬体系の開示	21
主要な業務の状況を示す指標	7	手数料一覧(消費税込み)	22
預金に関する指標	8		

## 主な事業の内容

1. 預金及び定期積金の受け入れ
2. 資金の貸付け及び手形の割引
3. 為替取引
4. 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
  - (1) 債務の保証又は手形の引受け
  - (2) 有価証券(5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するものを除く。)の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもってするものに限る。)
  - (3) 有価証券の貸付け
  - (4) 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券(以下「国債証券等」という。)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。)並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
  - (5) 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務
  - (6) 次に掲げる者の業務の代理  
株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、日本銀行、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構、西日本建設業保証株式会社、日本酒造組合中央会、一般社団法人しんきん保証基金、年金積立金管理運用独立行政法人、公益社団法人全国市街地再開発協会、独立行政法人福祉医療機構、一般社団法人全国石油協会
  - (7) 次に掲げる者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣が定めるものに限る。)  
金庫(信用金庫及び信用金庫連合会)
  - (8) 信託会社又は信託業務を営む金融機関の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣が定めるものに限る。)  
信金中央金庫
  - (9) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
  - (10) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
  - (11) 振替業
  - (12) 両替
  - (13) デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)であって信用金庫法施行規則で定めるもの(5)に掲げる業務に該当するものを除く。)
  - (14) 金融等デリバティブ取引(5)及び(12)に掲げる業務に該当するものを除く。)
  - (15) 有価証券関連店頭デリバティブ取引(当該有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る有価証券が(5)の証書をもって表示される金銭債権に該当するもの以外のものである場合には差金の授受によって決済されるものに限る。)((2)の業務に該当するものを除く。)
  - (16) 地域活性化等業務(信用金庫法施行規則で定めるもの)
  - (17) 金の取扱い
5. 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務(上記4により行う業務を除く。)
6. 法律により信用金庫が営むことのできる業務
  - (1) 保険業法(平成7年法律第105号)第275条第1項により行う保険募集
  - (2) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第9条の7の5第1項により行う共済募集
  - (3) 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託
  - (4) 確定拠出年金法(平成13年法律第88号)により行う業務
  - (5) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等(債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。)
  - (6) 電子記録債権法(平成19年法律第102号)第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

## 貸借対照表

## 貸借対照表(資産の部)

(単位：百万円)

資産勘定	令和2年 3月31日現在	令和3年 3月31日現在	令和4年 3月31日現在
<b>■資産の部</b>			
現金	3,732	3,925	3,379
預け金	142,130	157,649	149,190
買入金銭債権	914	1,075	841
有価証券	154,352	167,742	185,309
国債	13,258	18,064	22,937
地方債	27,043	23,069	21,829
社債	79,338	71,719	72,712
株式	1,673	2,111	2,476
その他の証券	33,038	52,777	65,352
貸出金	208,878	215,778	216,761
割引手形	2,377	1,817	1,651
手形貸付	13,276	10,695	11,413
証書貸付	186,251	197,835	198,625
当座貸越	6,973	5,430	5,071
その他資産	2,674	2,714	2,631
未決済為替貸	116	106	107
信金中金出資金	2,011	2,011	2,011
前払費用	0	0	11
未収収益	507	490	488
その他の資産	38	105	13
有形固定資産	5,482	5,672	5,618
建物	1,505	1,684	1,637
土地	3,516	3,516	3,566
リース資産	130	144	127
建設仮勘定	91	-	-
その他の有形固定資産	239	326	285
無形固定資産	82	70	71
ソフトウェア	15	11	11
リース資産	6	-	-
その他の無形固定資産	60	59	59
繰延税金資産	1,242	962	1,945
債務保証見返	3,149	2,940	3,308
貸倒引当金	△3,310	△3,415	△3,255
(うち個別貸倒引当金)	(△3,125)	(△3,245)	(△3,094)
資産の部合計	519,329	555,117	565,803

## 貸借対照表(負債及び純資産の部)

(単位：百万円)

負債及び純資産勘定	令和2年 3月31日現在	令和3年 3月31日現在	令和4年 3月31日現在
<b>■負債の部</b>			
預金積金	473,289	507,228	518,793
当座預金	19,785	21,874	21,176
普通預金	150,615	183,452	196,672
貯蓄預金	230	249	229
通知預金	777	628	332
定期預金	276,685	276,178	276,709
定期積金	21,420	20,957	19,957
その他の預金	3,775	3,887	3,715
その他負債	1,425	1,282	1,286
未決済為替借	167	166	205
未払費用	225	150	152
給付補填備金	5	3	2
未払法人税等	529	455	424
前受収益	173	155	152
払戻未済金	1	10	4
払戻未済持分	-	-	9
職員預り金	116	126	135
リース債務	154	156	140
資産除去債務	11	11	12
その他の負債	40	46	46
賞与引当金	132	132	139
役員賞与引当金	17	17	12
退職給付引当金	161	237	177
役員退職慰労引当金	274	301	211
睡眠預金払戻損失引当金	4	7	8
偶発損失引当金	186	210	281
債務保証損失引当金	8	8	7
債務保証	3,149	2,940	3,308
負債の部合計	478,649	512,366	524,226

## ■純資産の部

出資金	969	969	969
普通出資金	969	969	969
利益剰余金	40,213	41,611	43,060
利益準備金	969	969	969
その他利益剰余金	39,244	40,642	42,090
特別積立金	37,419	38,919	40,319
(圧縮積立金)	(19)	(19)	(19)
当期末処分剰余金	1,824	1,722	1,771
会員勘定合計	41,182	42,581	44,029
その他有価証券評価差額金	△502	169	△2,453
評価・換算差額等合計	△502	169	△2,453
純資産の部合計	40,679	42,750	41,576
負債及び純資産の部合計	519,329	555,117	565,803

※記載金額で「-」は、該当金額なしを表示しております。

※記載金額で「0」は、該当金額があるものの単位未満の額を表示しております。

※記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書及び剰余金処分計算書

## 損益計算書

(単位：百万円)

科目	令和元年度 平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	令和2年度 令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	令和3年度 令和3年4月1日～ 令和4年3月31日
経常収益	6,822	6,858	6,672
資金運用収益	5,575	5,572	5,649
貸出金利息	3,920	3,853	3,757
預け金利息	191	196	194
有価証券利息配当金	1,410	1,465	1,641
その他の受入利息	53	56	55
役員取引等収益	746	746	677
受入為替手数料	412	408	340
その他の役員収益	333	337	336
その他業務収益	438	445	222
外国為替売買益	-	0	0
国債等債券売却益	409	373	160
国債等債券償還益	0	0	0
その他の業務収益	28	72	61
その他経常収益	61	93	122
貸倒引当金戻入益	-	-	35
償却債権取立益	0	1	2
株式等売却益	57	91	81
その他の経常収益	3	1	2
経常費用	4,807	4,876	4,622
資金調達費用	127	117	78
預金利息	118	109	71
給付補填備金繰入額	3	2	1
その他の支払利息	5	5	5
役員取引等費用	587	591	578
支払為替手数料	147	140	113
その他の役員費用	439	451	464
その他業務費用	23	12	44
外国為替売買損	0	-	-
国債等債券償還損	19	10	7
国債等債券償却	-	-	34
金融派生商品費用	0	-	-
その他の業務費用	2	2	2
経費	3,841	3,957	3,823
人件費	2,499	2,578	2,435
物件費	1,245	1,286	1,262
税金	96	92	125
その他経常費用	226	198	97
貸倒引当金繰入額	46	130	-
貸出金償却	0	2	-
株式等売却損	0	7	0
株式等償却	55	-	-
偶発損失引当金繰入額	-	24	70
その他の経常費用	124	34	27
経常利益	2,014	1,981	2,050
特別利益	75	-	-
固定資産処分益	6	-	-
その他の特別利益	69	-	-

(単位：百万円)

科目	令和元年度 平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	令和2年度 令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	令和3年度 令和3年4月1日～ 令和4年3月31日
特別損失	0	0	0
固定資産処分損	0	0	0
税引前当期純利益	2,090	1,980	2,049
法人税、住民税及び事業税	567	521	542
法人税等調整額	10	22	20
法人税等合計	577	543	563
当期純利益	1,512	1,437	1,486
繰越金（当期首残高）	311	285	284
当期末処分剰余金	1,824	1,722	1,771

## 剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科目	令和元年度 平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	令和2年度 令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	令和3年度 令和3年4月1日～ 令和4年3月31日
当期末処分剰余金	1,824	1,722	1,771
積立金取崩額	-	-	0
利益準備金限度額超過取崩額	-	-	0
剰余金処分額	1,538	1,438	1,438
利益準備金	-	0	-
普通出資に対する配当金	38	38	38
特別積立金	1,500	1,400	1,400
繰越金（当期末残高）	285	284	332

※記載金額で「-」は、該当金額なしを表示しております。

※記載金額で「0」は、該当金額があるものの単位未満の額を表示しております。

※記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

## 会計監査

令和元年度、令和2年度及び令和3年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。本ディスクロージャー誌の財務諸表は、上記の計算書類等に基づき記載内容を一部追加・変更するとともに、様式を一部変更して作成しております。

## 財務諸表の正確性に係る内部監査の有効性の確認

令和3年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という）の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和4年6月20日

西兵庫信用金庫 理事長

桑垣 喜一

## 貸借対照表注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 「買入金銭債権」中の信託受益権の評価は、上記2. と同じ方法により行っております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建物 30年～50年  
その他 5年～10年
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。
- 外貨建資産は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の債権は、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てており、その他の債権は、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローによる回収可能額を総合的に判断して算出した金額と債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー控除法）により引き当てております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店が資産査定を実施し、当該部署から独立した融資部が査定結果を監査しております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は288百万円であります。

- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 1-1. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。  
数理計算上の差異…各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理
- 11-2. 当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。  
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。  
①制度全体の積立状況に関する事項（令和3年3月31日現在）  
年金資産の額…………… 1,732,930百万円  
年金財政計算上の数理債務の額と

最低責任準備金の額との合計額…………… 1,817,887百万円  
差引額…………… △ 84,957百万円

②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合  
（自令和3年3月1日至令和3年3月31日）  
0.3014%（掛金拠出割合按分額 5,223百万円）

### ③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高178,469百万円及び別途積立金93,511百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等償却であり、当金庫は、当事業年度の損益計算書上、特別掛金58百万円を費用処理しております。なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支給に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 債務保証損失引当金は、保証債務の履行に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
- 役務取引等収益は、役務提供の対価として收受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。

このうち、受入為替手数料は、為替業務から收受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。

為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。

- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 3,255百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として8. に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。また、新型コロナウイルスの感染拡大はワクチン接種の広がりや経口薬の確保等により状況は徐々に改善に向かうと考えておりますが、それに伴う経済活動の停滞の影響は、今後1年程度は続くものと想定しております。ただし、コロナの緊急融資等により融資先の資金繰りにして足元は概ね安定しており、少なくとも現時点において今後1年間に重要な倒産等につながる事象が発生していることは想定しておらず、当金庫の貸出金等信用リスクへの影響は限定的であるとの仮定を置いております。当該仮定は不確実性が高く、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況やその経済への影響、特定の貸出先・業種の将来の業績への影響が変化した場合には、貸倒引当金は増減する可能性があります。

- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 69百万円
- 子会社等の株式の総額 10百万円
- 子会社等に対する金銭債務総額 36百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 5,187百万円
- 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。  
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 2,579百万円  
危険債権額 6,755百万円  
三月以上延滞債権額 17百万円  
貸出条件緩和債権額 214百万円  
合計額 9,566百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

24. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,651百万円であります。

25. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	402百万円
預け金（定期預金）	200百万円
担保資産に対応する債務	
預金	7,471百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保として、預け金（定期預金）6,000百万円を差し入れております。	

26. 出資1口当たりの純資産額 2,144円 06銭

27. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

その一環として、デリバティブ取引も行う方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有を目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、為替リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、ローン取扱要領及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による常勤理事会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、総合企画部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、経理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において検討し理事会において決定されたリスク管理に関する方針に基づき、ALM委員会において管理状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行い、必要があれば理事会に報告しております。

日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析やVaR分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会に報告しております。

(ii)為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに為替感応度分析により管理しております。

(iii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、常勤理事会にて承認された資金運用計画に基づき、資金運用規程に従って行われております。

このうち、経理部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの調整を図っております。

これらの情報は、ALM委員会にて定期的に報告されております。

(iv)デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、

デリバティブ取引管理規則に基づき実施されております。

(v)市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「預け金」「有価証券」「貸出金」及び「預金積金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し管理しております。そのうち「有価証券」については、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法（保有期間250日、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、令和4年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で12,740百万円です。

なお、当金庫では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを実施しており、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

28. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価値のない株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	149,190		
未収利息(預け金利息)	137		
小 計	149,328	149,815	487
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	883	933	49
その他有価証券	184,402	184,402	—
小 計	185,285	185,335	49
(3) 貸出金(*1)	216,761		
未収収益(貸出金利息)	130		
貸倒引当金(*2)	△3,094		
小 計	213,797	214,448	651
金融資産計	548,411	549,599	1,188
(1) 預金積金(*1)	518,793		
未払費用(預金利息)	42		
小 計	518,836	518,843	6
金融負債計	518,836	518,843	6

(\*1) 貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(\*2) 貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引証券会社から提示された価格によっております。投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価格又は運用会社の提示する価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については29.と30.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額

②①以外の債権については、貸出金の期間（変動金利によるものは

今回の金利更改期まで)に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、商品グループごとに一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位: 百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社株式(*)	10
非上場株式(*)	13
合 計	23

(\*) 子会社株式・非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金(*)1	52,990	87,200	500	8,500
有価証券	5,513	23,392	58,070	79,466
満期保有目的の債券	41	679	162	-
その他有価証券のうち満期があるもの	5,472	22,713	57,907	79,466
貸出金(*)2	46,908	75,952	47,070	40,037
合 計	105,411	186,544	105,640	128,003

(\*)1 満期のない要求払の預け金は「1年以内」に含まれております。

(\*)2 貸出金のうち、破綻先及び実質破綻先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

(注4) 預金積金の決算日後の返済予定額

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*)	443,667	73,657	5	133
合 計	443,667	73,657	5	133

(\*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。また、延滞・期日経過後預金は含めておりません。

29. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」の他、「買入金銭債権」が含まれております。以下30.まで同様であります。

満期保有目的の債券

(単位: 百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	-	-	-
	地方債	683	720	36
	社 債	200	212	12
	その他	514	516	1
	小 計	1,398	1,449	51
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社 債	-	-	-
	その他	326	326	△0
	小 計	326	326	△0
合 計		1,724	1,775	50

その他有価証券

(単位: 百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	1,195	947	248
	債 券	34,122	33,568	554
	国 債	8,317	8,105	211
	地方債	6,976	6,836	139
	社 債	18,829	18,626	202
	その他	18,061	17,414	646
	小 計	53,380	51,931	1,448
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	1,280	1,501	△221
	債 券	82,473	84,324	△1,850
	国 債	14,620	15,185	△565
	地方債	14,170	14,524	△353

	社 債	53,683	54,614	△931
	その他	47,291	50,060	△2,769
	小 計	131,045	135,886	△4,840
合 計		184,426	187,818	△3,392

30. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (単位: 百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	550	81	0
債 券	5,269	104	-
国 債	896	52	-
地方債	-	-	-
社 債	4,373	51	-
その他	1,280	56	-
合 計	7,100	241	0

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、24,834百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが16,066百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産 (単位: 百万円)

貸倒引当金	662
退職給付引当金	49
減価償却費	51
その他有価証券評価差額金	938
その他	269
繰延税金資産小計	1,971
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△16
繰延税金資産合計	1,954
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立額	△7
その他	△1
繰延税金負債合計	△8
繰延税金資産の純額	1,945

33. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準に基づく変更)

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)(以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、消費税等の会計処理を税込方式から税抜方式へ変更しております。この変更による財務諸表への影響は軽微であります。

なお、収益認識会計基準第89項に定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首より前までに税込方式に従って消費税等が算入された固定資産等の取得原価から消費税等相当額を控除しておりません。

(時価の算定に関する会計基準に基づく変更)

企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」(令和元年7月4日)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これにより、その他有価証券のうち時価のある株式及び投資信託の評価について、決算月1か月平均に基づいた市場価格等による時価法から決算日の市場価格等に基づく時価法へ変更しております。この変更による財務諸表への影響は軽微であります。

34. 表示方法の変更

信用金庫法施行規則の一部改正(令和2年1月24日内閣府令第3号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、信用金庫法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に基づく開示債権の区分等に合わせ表示しております。

## 損益計算書注記

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引による収益総額 600千円  
子会社との取引による費用総額 77,095千円
- 出資1口当たり当期純利益金額 76円70銭

## 主要な業務の状況を示す指標

### 資金運用収支の内訳

(単位：百万円 %)

	平均残高			利息			利回		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
資金運用勘定	503,687	539,142	571,503	5,575	5,572	5,649	1.10	1.03	0.98
うち貸出金	201,747	212,775	213,538	3,920	3,853	3,757	1.94	1.81	1.75
うち預け金	145,215	160,417	178,008	191	196	194	0.13	0.12	0.10
うち買入金銭債権	668	1,009	905	3	6	6	0.54	0.62	0.66
うち有価証券	154,043	162,928	177,039	1,410	1,465	1,641	0.91	0.89	0.92
資金調達勘定	468,703	503,374	534,330	127	117	78	0.02	0.02	0.01
うち預金積金	468,424	503,116	534,045	121	112	72	0.02	0.02	0.01
うち借入金	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 資金運用勘定は無利息預け金・金銭の信託の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び信託運用見合費用をそれぞれ控除して表示しております。

### 受取利息・支払利息の増減

(単位：百万円)

	令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	98	△ 163	△ 64	300	△ 302	△ 2	162	△ 85	77
うち貸出金	32	△ 99	△ 67	199	△ 266	△ 66	13	△ 110	△ 96
うち預け金	2	△ 26	△ 24	18	△ 12	5	19	△ 21	△ 1
うち有価証券	61	△ 37	24	79	△ 24	55	130	45	176
うちその他	2	0	2	2	0	2	△ 0	0	△ 0
支払利息	2	△ 17	△ 15	7	△ 17	△ 9	4	△ 43	△ 39
うち預金積金	2	△ 17	△ 15	7	△ 17	△ 9	4	△ 43	△ 39
うち借入金	-	-	-	-	-	-	-	-	-
うちその他	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含めております。

### 業務粗利益・業務純益

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
資金運用収支	5,447	5,455	5,571
資金運用収益	5,575	5,572	5,649
資金調達費用	127	117	78
役務取引等収支	158	154	99
役務取引等収益	746	746	677
役務取引等費用	587	591	578
その他業務収支	415	432	178
その他業務収益	438	445	222
その他業務費用	23	12	44
業務粗利益	6,021	6,042	5,848
業務粗利益率 (%)	1.19	1.12	1.02
業務純益	2,233	2,215	2,050
実質業務純益	2,261	2,200	2,050
コア業務純益	1,871	1,837	1,932
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)	1,844	1,825	1,910

(注) 1. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用を控除して表示しております。

$$2. \text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

3. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)  
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費を含めないこととしています。

また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(又は取崩額)を含みます。

4. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額  
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

5. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益  
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

※記載金額で「-」は、該当金額なしを表示しております。

※記載金額で「0」は、該当金額があるものの単位未満の額を表示しております。

※記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

### 諸比率・諸利回

(単位：%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
資金運用利回	1.10	1.03	0.98
資金調達原価率	0.82	0.78	0.72
総資金利鞘	0.27	0.24	0.26
総資産経常利益率	0.39	0.36	0.35
総資産当期利益率	0.29	0.26	0.24
貸出金利回	1.94	1.81	1.75
有価証券利回	0.91	0.89	0.92
預け金利回	0.13	0.12	0.10
預金利回	0.02	0.02	0.01
期末預貸率	44.13	42.54	41.78
期中平均預貸率	43.06	42.29	39.98
期末預証率	32.61	33.07	35.71
期中平均預証率	32.88	32.38	33.15

(注) 総資産経常(当期純)利益率 =  $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$



## 預金に関する指標

### 預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位：百万円 %)

	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	平均残高	構成比
<b>流動性預金</b>	<b>166,965</b>	<b>35.6</b>	<b>202,547</b>	<b>40.2</b>	<b>232,954</b>	<b>43.6</b>
うち有利利息預金	137,633	29.4	164,110	32.6	181,011	33.9
<b>定期性預金</b>	<b>299,699</b>	<b>64.0</b>	<b>298,787</b>	<b>59.4</b>	<b>299,220</b>	<b>56.0</b>
うち固定金利定期預金	277,558	59.3	277,385	55.1	278,583	52.2
うち変動金利定期預金	160	0.0	157	0.0	153	0.0
その他	1,759	0.4	1,782	0.4	1,870	0.4
合計	468,424	100.0	503,116	100.0	534,045	100.0
譲渡性預金	-	-	-	-	-	-

(注1) 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

(注2) 定期性預金＝定期預金＋定期積金

固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

### 預金科目別残高

(単位：百万円 %)

科目	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
当座預金	19,785	4.1	21,874	4.3	21,176	4.1
普通預金	150,615	31.8	183,452	36.1	196,672	37.9
貯蓄預金	230	0.0	249	0.0	229	0.0
通知預金	777	0.1	628	0.1	332	0.1
定期預金	276,685	58.4	276,178	54.4	276,709	53.3
定期積金	21,420	4.5	20,957	4.1	19,957	3.8
その他の預金	3,775	0.8	3,887	0.7	3,715	0.7
合計	473,289	100.0	507,228	100.0	518,793	100.0

### 預金者別残高

(単位：百万円 %)

	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
個人	370,459	78.2	390,288	76.9	398,884	76.9
一般法人	92,994	19.6	108,010	21.2	110,419	21.3
金融機関	614	0.1	588	0.1	539	0.1
公金	9,220	1.9	8,342	1.6	8,952	1.7
合計	473,289	100.0	507,228	100.0	518,793	100.0

### 定期預金残高

(単位：百万円 %)

	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
固定金利定期預金	276,527	99.9	276,022	99.9	276,556	99.9
変動金利定期預金	158	0.1	156	0.1	153	0.1
その他	-	-	-	-	-	-
合計	276,685	100.0	276,178	100.0	276,709	100.0

## 貸出金に関する指標

### 貸出金平均残高

(単位：百万円 %)

	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	平均残高	構成比
割引手形	2,330	1.1	1,757	0.8	1,634	0.7
手形貸付	11,867	5.8	11,000	5.1	10,949	5.1
証書貸付	180,980	89.7	194,584	91.4	196,087	91.8
当座貸越	6,569	3.2	5,432	2.5	4,866	2.2
合計	201,747	100.0	212,775	100.0	213,538	100.0

## 貸出金利種別残高

(単位：百万円 %)

	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
固定金利	54,025	25.9	87,772	40.7	88,457	40.8
変動金利	154,853	74.1	128,006	59.3	128,304	59.2
合計	208,878	100.0	215,778	100.0	216,761	100.0

## 貸出金使途別残高

(単位：百万円 %)

	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
設備資金	87,932	42.0	83,566	38.7	83,163	38.3
運転資金	120,946	57.9	132,212	61.3	133,598	61.6
合計	208,878	100.0	215,778	100.0	216,761	100.0

## 貸出金の担保別内訳

(単位：百万円 %)

	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
当金庫預金積金	10,355	5.0	8,354	3.9	9,214	4.2
有価証券	282	0.1	274	0.1	268	0.1
動産	273	0.1	220	0.1	192	0.0
不動産	50,258	24.1	47,790	22.1	46,338	21.3
信用保証協会・信用保険	66,934	32.0	86,914	40.3	86,787	40.0
保証	33,892	16.2	29,332	13.6	27,936	12.8
信用	46,882	22.4	42,891	19.9	46,022	21.2
その他	-	-	-	-	-	-
合計	208,878	100.0	215,778	100.0	216,761	100.0

## 債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円 %)

	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
当金庫預金積金	7	0.2	7	0.2	2	0.0
有価証券	-	-	-	-	-	-
動産	-	-	-	-	-	-
不動産	1,910	60.7	1,706	58.0	1,760	53.2
信用保証協会・信用保険	316	10.0	338	11.4	682	20.6
保証	725	23.0	746	25.3	670	20.2
信用	190	6.0	142	4.8	192	5.8
その他	-	-	-	-	-	-
合計	3,149	100.0	2,940	100.0	3,308	100.0

## 貸出金業種別内訳

(単位：先数 百万円 %)

	令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	貸出先数	残高	構成比	貸出先数	残高	構成比	貸出先数	残高	構成比
製造業	543	18,393	8.8	560	20,080	9.3	554	21,081	9.7
農業、林業	34	581	0.3	34	592	0.2	37	596	0.2
漁業	5	15	0.0	5	9	0.0	3	8	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	2	44	0.0	2	34	0.0	2	24	0.0
建設業	1,021	25,062	12.0	1,129	29,610	13.7	1,148	29,744	13.7
電気・ガス・熱供給・水道業	6	110	0.1	7	123	0.0	5	119	0.0
情報通信業	7	108	0.1	8	122	0.0	7	59	0.0
運輸業、郵便業	104	3,454	1.7	106	4,128	1.9	111	4,342	2.0
卸売業、小売業	518	16,959	8.1	536	18,409	8.5	513	18,911	8.7
金融業、保険業	20	11,877	5.7	25	11,945	5.5	24	13,408	6.1
不動産業	485	35,267	16.9	473	34,610	16.0	461	33,252	15.3
物品賃貸業	10	1,148	0.5	11	1,152	0.5	13	1,137	0.5
学術研究、専門・技術サービス業	68	712	0.3	70	825	0.3	65	837	0.3
宿泊業	12	741	0.4	12	886	0.4	12	875	0.4
飲食業	176	2,176	1.0	233	2,674	1.2	231	2,573	1.1
生活関連サービス業、娯楽業	145	2,683	1.3	200	2,851	1.3	208	3,363	1.5

## 貸出金業種別内訳

(単位：先数 百万円 %)

	令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	貸出先数	残高	構成比	貸出先数	残高	構成比	貸出先数	残高	構成比
教育、学習支援業	16	356	0.2	22	441	0.2	25	473	0.2
医療・福祉	141	6,510	3.1	159	7,014	3.2	174	6,869	3.1
その他のサービス業	281	7,069	3.4	311	7,874	3.6	310	7,814	3.6
小計	3,594	133,274	63.8	3,903	143,387	66.4	3,903	145,494	67.1
地方公共団体	7	14,256	6.8	5	12,017	5.5	5	12,156	5.6
個人(住宅・消費・納税資金等)	15,273	61,347	29.4	14,297	60,374	27.9	13,793	59,110	27.2
合計	18,874	208,878	100.0	18,205	215,778	100.0	17,701	216,761	100.0

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## 貸出金償却

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
貸出金償却	2	-

## 貸倒引当金内訳

(単位：百万円)

区分		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和2年度	185	170	-	185	170
	令和3年度	170	161	-	170	161
個別貸倒引当金	令和2年度	3,125	3,245	25	3,099	3,245
	令和3年度	3,245	3,094	124	3,120	3,094
合計	令和2年度	3,310	3,415	25	3,284	3,415
	令和3年度	3,415	3,255	124	3,291	3,255

## 有価証券等に関する指標

## 商品有価証券の種類別の平均残高

該当する取引はありません。

## 有価証券平均残高

(単位：百万円 %)

	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	平均残高	構成比
国債	14,704	9.5	15,210	9.3	20,377	11.5
地方債	28,531	18.5	26,243	16.1	22,706	12.8
短期社債	-	-	-	-	-	-
社債	79,139	51.3	76,565	46.9	71,929	40.6
株式	1,843	1.1	2,082	1.2	2,264	1.2
外国証券	20,695	13.4	28,154	17.2	39,735	22.4
その他の証券	9,130	5.9	14,671	9.0	20,026	11.3
合計	154,043	100.0	162,928	100.0	177,039	100.0

## 有価証券の残存期間別残高

## 令和2年度

(単位：百万円)

	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	-	-	-	1,820	-	16,243	-	18,064
地方債	4,474	1,803	1,996	2,712	2,742	9,340	-	23,069
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	6,386	2,647	5,007	14,030	21,691	21,652	302	71,719
株式	-	-	-	-	-	-	2,111	2,111
外国証券	1,375	3,528	3,810	1,300	5,749	14,762	3,797	34,324
その他の証券	521	1,391	1,432	1,558	6,172	1,458	5,918	18,453

## 令和3年度

(単位：百万円)

	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	-	-	-	895	-	22,041	-	22,937
地方債	875	1,850	3,015	2,246	2,827	11,014	-	21,829
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	1,630	2,113	7,391	13,558	21,294	26,723	-	72,712
株式	-	-	-	-	-	-	2,476	2,476
外国証券	2,204	1,696	3,881	2,500	5,991	17,791	9,628	43,694
その他の証券	803	1,336	2,106	2,589	6,166	1,895	6,761	21,658

## 有価証券の時価情報

## 売買目的有価証券

該当する取引はありません。

## 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	令和2年度			令和3年度		
		貸借対照表計上額(A)	時価(B)	差額(B-A)	貸借対照表計上額(A)	時価(B)	差額(B-A)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	-	-	-	-	-	-
	地方債	847	895	47	683	720	36
	社 債	200	216	16	200	212	12
	その他	1,275	1,280	4	514	516	1
	小 計	2,323	2,391	68	1,398	1,449	51
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	社 債	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	326	326	△0
	小 計	-	-	-	326	326	△0
合 計	2,323	2,391	68	1,724	1,775	50	

(注) 1.時価は期末日における市場価格等に基づいております。

2.上記の「その他」は外国証券です。

3.市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

## その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和2年度			令和3年度		
		貸借対照表計上額(A)	取得原価(B)	差額(A-B)	貸借対照表計上額(A)	取得原価(B)	差額(A-B)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	1,140	999	140	1,195	947	248
	債 券	57,379	56,341	1,038	34,122	33,568	554
	国 債	9,802	9,388	414	8,317	8,105	211
	地方債	15,050	14,768	282	6,976	6,836	139
	社 債	32,527	32,185	342	18,829	18,626	202
	その他	23,051	22,251	800	18,061	17,414	646
	小 計	81,571	79,592	1,979	53,380	51,931	1,448
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	971	1,124	△152	1,280	1,501	△221
	債 券	54,425	55,221	△795	82,473	84,324	△1,850
	国 債	8,261	8,389	△127	14,620	15,185	△565
	地方債	7,171	7,282	△111	14,170	14,524	△353
	社 債	38,992	39,549	△556	53,683	54,614	△931
	その他	29,525	30,323	△797	47,291	50,060	△2,769
	小 計	84,923	86,669	△1,745	131,045	135,886	△4,840
合 計	166,494	166,262	233	184,426	187,818	△3,392	

(注) 1.時価は期末日における市場価格等に基づいております。

2.上記の「その他」は外国証券及び投資信託等です。

3.市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

## 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	10	10
非上場株式	17	13
組合出資金	-	-
合 計	27	23

## 運用目的の金銭の信託・その他の金銭の信託

該当する取引はありません。

## 満期保有目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

## デリバティブ取引

該当する取引はありません。

## 自己資本の充実の状況（自己資本比率規制の第3の柱）

### 連結における事業年度の開示事項

当金庫に関する子会社等は、重要性の原則から判断して連結決算を行うべき子会社ではないことから、連結決算は行っておりませんが、連結自己資本比率等を開示します。また、自己資本比率告示（平成18年3月27日金融庁告示第21号）の第6条第1項第2号イから八までに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本額を下回った会社はございません。

### 1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されています。

当金庫の自己資本調達手段の概要について、発行主体は西兵庫信用金庫、資本調達手段の種類は普通出資、コア資本に係る基礎項目の額に算入された額は969百万円であります。

### ●自己資本の構成に関する事項

項 目	(単体) (単位：百万円 %)		(連結) (単位：百万円 %)	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
<b>■コア資本に係る基礎項目 (1)</b>				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	42,543	43,991	42,571	44,019
うち、出資金及び資本剰余金の額	969	969	969	969
うち、利益剰余金の額	41,611	43,060	41,640	43,088
うち、外部流出予定額 (△)	38	38	38	38
うち、上記以外に該当するものの額	-	-	-	-
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	-	-	-	-
うち、為替換算調整勘定	-	-	-	-
うち、退職給付に係るものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	176	166	176	166
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	176	166	176	166
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	-	-
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	-	-
<b>コア資本に係る基礎項目の額(イ)</b>	<b>42,719</b>	<b>44,157</b>	<b>42,748</b>	<b>44,186</b>
<b>■コア資本に係る調整項目 (2)</b>				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	51	51	51	51
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	-	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	51	51	51	51
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
退職給付に係る資産の額	-	-	-	-
前払年金費用の額	-	-	-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	-
<b>コア資本に係る調整項目の額(ロ)</b>	<b>51</b>	<b>51</b>	<b>51</b>	<b>51</b>
<b>■自己資本</b>				
<b>自己資本の額[(イ)-(ロ)](ハ)</b>	<b>42,668</b>	<b>44,105</b>	<b>42,696</b>	<b>44,134</b>

## ●自己資本の構成に関する事項

(単体) (単位: 百万円 %)

(連結) (単位: 百万円 %)

項 目	(単体) (単位: 百万円 %)		(連結) (単位: 百万円 %)	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
<b>■リスク・アセット等 (3)</b>				
信用リスク・アセットの額の合計額	211,927	221,247	211,921	221,240
資産 (オン・バランス) 項目	205,980	214,619	205,974	214,612
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 4,048	△ 2,985	△ 4,048	△ 2,985
うち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)	-	-	-	-
うち、繰延税金資産	-	-	-	-
うち、前払年金費用	-	-	-	-
うち、退職給付に係る資産の額	-	-	-	-
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段向けエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額	△ 4,048	△ 2,985	△ 4,048	△ 2,985
うち、上記以外に該当するものの額	-	-	-	-
オフ・バランス項目	5,579	6,035	5,579	6,035
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	367	593	367	593
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	-	-	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	10,846	10,850	10,846	10,850
信用リスク・アセット調整額	-	-	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-	-	-
<b>リスク・アセット等の額の合計額(二)</b>	<b>222,773</b>	<b>232,098</b>	<b>222,767</b>	<b>232,091</b>
<b>■自己資本比率</b>				
<b>自己資本比率[(八)/(二)]</b>	<b>19.15%</b>	<b>19.00%</b>	<b>19.16%</b>	<b>19.01%</b>

※自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準金庫であります。

## 2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当金庫は、各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。なお、収支計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を十分に考慮した上で策定された収支計画であります。

## ●自己資本の充実度に関する事項

(単体)

(単位: 百万円)

(連結)

(単位: 百万円)

項 目	(単体)		(単位: 百万円)		(連結)		(単位: 百万円)	
	令和2年度	令和3年度	リスク・アセット	所要自己資本額	令和2年度	令和3年度	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット・所要自己資本の額の合計	211,927	8,477	221,247	8,849	211,921	8,477	221,240	8,849
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	208,577	8,343	216,811	8,672	208,572	8,343	216,804	8,672
現金	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	200	8	380	15	200	8	380	15
外国の中央政府及び中央銀行向け	109	4	386	15	109	4	386	15
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	50	2	50	2	50	2	50	2
外国の中央政府等以外の公共部門向け	85	3	138	5	85	3	138	5
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	50	2	50	2	50	2	50	2
我が国の政府関係機関向け	458	18	414	16	458	18	414	16
地方三公社向け	0	0	0	0	0	0	0	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	40,876	1,635	40,435	1,617	40,876	1,635	40,435	1,617
法人等向け	73,762	2,950	79,688	3,187	73,762	2,950	79,688	3,187
中小企業等向け及び個人向け	36,922	1,476	38,511	1,540	36,922	1,476	38,511	1,540
抵当権付住宅ローン	6,800	272	6,202	248	6,800	272	6,202	248
不動産取得等事業向け	18,549	741	18,970	758	18,549	741	18,970	758
3月以上延滞等	614	24	983	39	614	24	983	39
取立未済手形	21	0	21	0	21	0	21	0
信用保証協会等による保証付	1,726	69	1,867	74	1,726	69	1,867	74
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-
出資等	3,866	154	3,787	151	3,856	154	3,777	151
出資等のエクスポージャー	3,866	154	3,787	151	3,856	154	3,777	151
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-	-

## ●自己資本の充実度に関する事項

項 目	(単体)		(単位：百万円)		(連結)		(単位：百万円)	
	令和2年度		令和3年度		令和2年度		令和3年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
上記以外	24,483	979	24,924	996	24,488	979	24,927	997
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	14,309	572	10,821	432	14,309	572	10,821	432
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,011	80	2,011	80	2,011	80	2,011	80
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	2,456	98	4,914	196	2,456	98	4,914	196
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-	-
上記以外のエクスポージャー	5,705	228	7,176	287	5,709	228	7,179	287
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-	-
証券化								
STC要件適用分	-	-	-	-	-	-	-	-
非STC要件適用分	-	-	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-	-	-
③-1. 複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	-	-	-	-	-	-	-	-
③-2. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	7,031	281	6,828	273	7,031	281	6,828	273
ルック・スルー方式	7,031	281	6,828	273	7,031	281	6,828	273
マンドート方式	-	-	-	-	-	-	-	-
蓋然性方式（250%）	-	-	-	-	-	-	-	-
蓋然性方式（400%）	-	-	-	-	-	-	-	-
フォールバック方式（1250%）	-	-	-	-	-	-	-	-
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-	-	-	-	-
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額にされなかったものの額	△ 4,048	△ 161	△ 2,985	△ 119	△ 4,048	△ 161	△ 2,985	△ 119
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	367	14	593	23	367	14	593	23
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-	-
□オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	10,846	433	10,850	434	10,846	433	10,850	434
<b>八.総所要自己資本額(イ+ロ)</b>	<b>222,753</b>	<b>8,910</b>	<b>232,098</b>	<b>9,283</b>	<b>222,747</b>	<b>8,909</b>	<b>232,091</b>	<b>9,283</b>

(注) 1. 所要自己資本の額=リスクアセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「3月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナルリスク相当額を算定しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法＞

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

5. 総所要自己資本額=自己資本比率の分母の額×4%

## 3. 信用リスクに関する項目

## (1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行なうべく、与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範等を明示した「与信取引の基本的考え方に関する規程（クレジットポリシー）」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

また、当金庫では、リスク計測にあたって、信用リスク計測システムを導入し、リスクの計量化に向けて取り組んでいます。

個別案件の審査・与信管理にあたりましては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としています。さらに、経営陣によるALM委員会や審査会等を定期的かつ、必要に応じて開催し、信用リスク管理・運営における重要事項を審議しています。以上の相互牽制機能、経営陣による審議に加え、与信監査部門が与信運営にかかる妥当性の検証を実施することにより、適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しています。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。

す。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出してあります。また、個別貸倒引当金に関しては、実質破綻先及び破綻先は帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上してあります。破綻懸念先については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の債権は、当該キャッシュ・フローを約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てており、その他の債権は、当該キャッシュ・フローによる回収可能額を総合的に判断して算出した金額と債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー控除法）により引き当ててあります。なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めてあります。

## (2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は次の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。 ●R&I ●JCR ●S&P ●Moody's

## 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

### イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(単体)

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高										3月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		株式等		デリバティブ取引			
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
国 内	520,395	533,736	227,326	228,656	112,770	118,930	20,497	34,810	-	-	1,610	1,073
国 外	34,453	35,176	-	-	34,453	35,176	-	-	-	-	-	-
<b>地域別合計</b>	<b>554,848</b>	<b>568,913</b>	<b>227,326</b>	<b>228,656</b>	<b>147,224</b>	<b>154,106</b>	<b>20,497</b>	<b>34,810</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>1,610</b>	<b>1,073</b>
製造業	45,266	46,250	21,548	22,468	22,705	22,635	1,012	1,146	-	-	378	422
農業、林業	699	702	699	702	-	-	-	-	-	-	-	-
漁 業	60	38	60	38	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	69	59	36	26	-	-	33	33	-	-	-	-
建設業	37,581	38,122	34,094	34,315	3,407	3,707	79	99	-	-	184	45
電気・ガス・熱供給・水道業	4,372	5,763	165	158	4,207	5,605	-	-	-	-	-	-
情報通信業	2,593	2,688	125	62	2,321	2,420	146	205	-	-	-	-
運輸業、郵便業	13,818	14,809	4,276	4,472	9,442	10,236	99	99	-	-	-	2
卸売業、小売業	25,589	27,404	19,803	20,240	5,539	6,835	247	327	-	-	237	115
金融業、保険業	197,816	192,211	12,166	13,550	25,494	26,989	354	331	-	-	88	73
不動産業	48,994	47,522	36,572	34,991	12,352	12,431	69	99	-	-	261	93
物品賃貸業	1,152	1,137	1,152	1,137	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	1,136	1,171	1,136	1,171	-	-	-	-	-	-	5	-
宿泊業	894	884	894	884	-	-	-	-	-	-	-	-
飲食業	3,508	3,574	3,508	3,574	-	-	-	-	-	-	6	0
生活関連サービス業、娯楽業	3,865	4,372	3,865	4,372	-	-	-	-	-	-	111	110
教育、学習支援業	591	611	591	611	-	-	-	-	-	-	68	-
医療・福祉	7,998	7,801	7,998	7,801	-	-	-	-	-	-	38	1
その他のサービス業	10,499	10,055	9,114	9,080	1,304	869	80	105	-	-	57	43
国・地方公共団体等	64,569	72,340	12,021	12,161	52,548	60,179	-	-	-	-	-	-
個 人	49,086	48,342	49,086	48,342	-	-	-	-	-	-	172	164
その他	34,682	43,047	8,407	8,490	7,900	2,196	18,373	32,360	-	-	-	-
<b>業種別合計</b>	<b>554,848</b>	<b>568,913</b>	<b>227,326</b>	<b>228,656</b>	<b>147,224</b>	<b>154,106</b>	<b>20,497</b>	<b>34,810</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>1,610</b>	<b>1,073</b>
1年以下	96,001	83,587	29,971	30,866	12,389	4,920	500	800	-	-	-	-
1年超3年以下	111,160	111,544	19,652	17,399	7,907	5,644	1,400	1,300	-	-	-	-
3年超5年以下	30,926	36,774	18,818	20,345	10,707	14,229	1,400	2,199	-	-	-	-
5年超7年以下	42,661	43,837	21,439	21,443	19,722	19,294	1,500	2,600	-	-	-	-
7年超10年以下	88,097	87,872	49,044	50,581	30,254	30,491	6,298	6,799	-	-	-	-
10年超	151,021	168,700	78,878	78,574	62,142	79,526	1,500	2,100	-	-	-	-
期間の定めのないもの	34,980	36,596	9,521	9,445	4,100	-	7,898	19,011	-	-	-	-
<b>残存期間別合計</b>	<b>554,848</b>	<b>568,913</b>	<b>227,326</b>	<b>228,656</b>	<b>147,224</b>	<b>154,106</b>	<b>20,497</b>	<b>34,810</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「3月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。

4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。



(連結)

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高										3月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		株 式 等		デリバティブ取引					
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
国 内	520,385	533,726	227,326	228,656	112,770	118,930	20,487	34,800	-	-	1,610	1,073
国 外	34,453	35,176	-	-	34,453	35,176	-	-	-	-	-	-
<b>地域別合計</b>	<b>554,838</b>	<b>568,903</b>	<b>227,326</b>	<b>228,656</b>	<b>147,224</b>	<b>154,106</b>	<b>20,487</b>	<b>34,800</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>1,610</b>	<b>1,073</b>
製造業	45,266	46,250	21,548	22,468	22,705	22,635	1,012	1,146	-	-	378	422
農業、林業	699	702	699	702	-	-	-	-	-	-	-	-
漁 業	60	38	60	38	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	69	59	36	26	-	-	33	33	-	-	-	-
建設業	37,581	38,122	34,094	34,315	3,407	3,707	79	99	-	-	184	45
電気・ガス・熱供給・水道業	4,372	5,763	165	158	4,207	5,605	-	-	-	-	-	-
情報通信業	2,593	2,688	125	62	2,321	2,420	146	205	-	-	-	-
運輸業、郵便業	13,818	14,809	4,276	4,472	9,442	10,236	99	99	-	-	-	2
卸売業、小売業	25,589	27,404	19,803	20,240	5,539	6,835	247	327	-	-	237	115
金融業、保険業	197,816	192,211	12,166	13,550	25,494	26,989	354	331	-	-	88	73
不動産業	48,994	47,522	36,572	34,991	12,352	12,431	69	99	-	-	261	93
物品賃貸業	1,152	1,137	1,152	1,137	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	1,136	1,171	1,136	1,171	-	-	-	-	-	-	5	-
宿泊業	894	884	894	884	-	-	-	-	-	-	-	-
飲食業	3,508	3,574	3,508	3,574	-	-	-	-	-	-	6	0
生活関連サービス業、娯楽業	3,865	4,372	3,865	4,372	-	-	-	-	-	-	111	110
教育、学習支援業	591	611	591	611	-	-	-	-	-	-	68	-
医療・福祉	7,998	7,801	7,998	7,801	-	-	-	-	-	-	38	1
その他のサービス業	10,489	10,045	9,114	9,080	1,304	869	70	95	-	-	57	43
国・地方公共団体等	64,569	72,340	12,021	12,161	52,548	60,179	-	-	-	-	-	-
個 人	49,086	48,342	49,086	48,342	-	-	-	-	-	-	172	164
その他	34,682	43,047	8,407	8,490	7,900	2,196	18,373	32,360	-	-	-	-
<b>業種別合計</b>	<b>554,838</b>	<b>568,903</b>	<b>227,326</b>	<b>228,656</b>	<b>147,224</b>	<b>154,106</b>	<b>20,487</b>	<b>34,800</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>1,610</b>	<b>1,073</b>
1年以下	96,001	83,587	29,971	30,866	12,389	4,920	500	800	-	-	-	-
1年超3年以下	111,160	111,544	19,652	17,399	7,907	5,644	1,400	1,300	-	-	-	-
3年超5年以下	30,926	36,774	18,818	20,345	10,707	14,229	1,400	2,199	-	-	-	-
5年超7年以下	42,661	43,837	21,439	21,443	19,722	19,294	1,500	2,600	-	-	-	-
7年超10年以下	88,097	87,872	49,044	50,581	30,254	30,491	6,298	6,799	-	-	-	-
10年超	151,021	168,700	78,878	78,574	62,142	79,526	1,500	2,100	-	-	-	-
期間の定めのないもの	34,970	36,586	9,521	9,445	4,100	-	7,888	19,001	-	-	-	-
<b>残存期間別合計</b>	<b>554,838</b>	<b>568,903</b>	<b>227,326</b>	<b>228,656</b>	<b>147,224</b>	<b>154,106</b>	<b>20,487</b>	<b>34,800</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>

## ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単体)

(単位：百万円)

		期首残高	当期 増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和2年度	185	170	-	185	170
	令和3年度	170	161	-	170	161
個別貸倒引当金	令和2年度	3,125	3,245	25	3,099	3,245
	令和3年度	3,245	3,094	124	3,120	3,094
合 計	令和2年度	3,310	3,415	25	3,284	3,415
	令和3年度	3,415	3,255	124	3,291	3,255

(連結)

(単位：百万円)

	期首残高	当期 増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	185	170	-	185	170
個別貸倒引当金	3,125	3,245	25	3,099	3,245
合 計	3,310	3,415	25	3,284	3,415
	3,415	3,255	124	3,291	3,255

## ハ.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単体)

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	目的使用		その他		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
国 内	3,125	3,245	3,245	3,094	25	124	3,099	3,120	3,245	3,094	2	-
国 外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
<b>地域別合計</b>	<b>3,125</b>	<b>3,245</b>	<b>3,245</b>	<b>3,094</b>	<b>25</b>	<b>124</b>	<b>3,099</b>	<b>3,120</b>	<b>3,245</b>	<b>3,094</b>	<b>2</b>	<b>-</b>
製造業	588	659	659	703	-	-	588	659	659	703	-	-
農業、林業	9	2	2	1	-	-	9	2	2	1	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	1,005	987	987	839	1	40	1,004	947	987	839	-	-

## 八.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単体)

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却		
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高				
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	目的使用		その他		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	10	11	11	—	—	—	10	11	11	—	—	—	—
運輸業、郵便業	3	23	23	29	—	—	3	23	23	29	—	—	—
卸売業、小売業	255	294	294	216	12	79	242	215	294	216	2	—	—
金融業、保険業	15	14	14	5	—	5	15	9	14	5	—	—	—
不動産業	838	828	828	824	—	—	838	828	828	824	—	—	—
物品賃貸業	19	18	18	18	—	—	19	18	18	18	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	8	9	9	11	—	—	8	9	9	11	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	43	41	41	47	0	—	42	41	41	47	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	132	159	159	170	—	—	132	159	159	170	—	—	—
教育、学習支援業	11	12	12	6	—	—	11	12	12	6	—	—	—
医療・福祉	24	24	24	24	—	—	24	24	24	24	—	—	—
その他のサービス業	38	34	34	57	10	—	27	34	34	57	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	119	123	123	136	0	—	119	123	123	136	—	—	—
合計	3,125	3,245	3,245	3,094	25	124	3,099	3,120	3,245	3,094	2	—	—

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(連結)

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	目的使用		その他		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
国内	3,125	3,245	3,245	3,094	25	124	3,099	3,120	3,245	3,094	2	—
国外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	3,125	3,245	3,245	3,094	25	124	3,099	3,120	3,245	3,094	2	—
製造業	588	659	659	703	—	—	588	659	659	703	—	—
農業、林業	9	2	2	1	—	—	9	2	2	1	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	1,005	987	987	839	1	40	1,004	947	987	839	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	10	11	11	—	—	—	10	11	11	—	—	—
運輸業、郵便業	3	23	23	29	—	—	3	23	23	29	—	—
卸売業、小売業	255	294	294	216	12	79	242	215	294	216	2	—
金融業、保険業	15	14	14	5	—	5	15	9	14	5	—	—
不動産業	838	828	828	824	—	—	838	828	828	824	—	—
物品賃貸業	19	18	18	18	—	—	19	18	18	18	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	8	9	9	11	—	—	8	9	9	11	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	43	41	41	47	0	—	42	41	41	47	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	132	159	159	170	—	—	132	159	159	170	—	—
教育、学習支援業	11	12	12	6	—	—	11	12	12	6	—	—
医療・福祉	24	24	24	24	—	—	24	24	24	24	—	—
その他のサービス業	38	34	34	57	10	—	27	34	34	57	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	119	123	123	136	0	—	119	123	123	136	—	—
合計	3,125	3,245	3,245	3,094	25	124	3,099	3,120	3,245	3,094	2	—

## 二.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単体)

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和2年度		令和3年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	6,232	164,662	2,427	198,035
10%	—	22,007	—	21,575
20%	14,754	206,502	17,850	203,250

(連結)

(単位：百万円)

	エクスポージャーの額			
	令和2年度		令和3年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
	6,232	164,662	2,427	198,035
	—	22,007	—	21,575
	14,754	206,502	17,850	203,250

## ニ.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	(単体) (単位：百万円)				(連結) (単位：百万円)			
	エクスポージャーの額				エクスポージャーの額			
	令和2年度		令和3年度		令和2年度		令和3年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
35%	1,602	19,674	1,202	17,718	1,602	19,674	1,202	17,718
50%	40,682	32,217	43,508	33,480	40,682	32,217	43,508	33,480
75%	501	38,498	300	38,926	501	38,498	300	38,926
100%	5,918	83,699	7,284	84,995	5,918	83,693	7,284	84,989
150%	—	2,314	—	2,513	—	2,314	—	2,513
200%	—	—	—	6,508	—	—	—	6,508
250%	—	6,398	—	—	—	6,398	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	645,668		679,579		645,662		679,573	

(注) 1.格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2.エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスクウェイトに区分しています。

3.コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

## 4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じておりますが、これはあくまでも補完的措置であり、事業内容、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、将来性、経営者の資質など、さまざまな角度から与信判断を行っております。ただし与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続については、当金庫が定める「融資事務取扱要領」及び「不動産担保評価・管理要領」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替、デリバティブ取引に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続を省略して払戻充当いたします。

なお、パーゼルIIで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、保証として、地方公共団体、商工組合中央金庫、その他未担保預金等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、商工組合中央金庫は金融機関エクスポージャーとして、一般社団法人しんきん保証基金等は適格格付機関が付与している格付により判定をしています。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

## 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

	(単体) (単位：百万円)						(連結) (単位：百万円)							
	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ		適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
ポートフォリオ														
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	10,209	10,899	31,991	31,918	—	—	10,209	10,899	31,991	31,918	—	—	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

## 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。

市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるよう管理して、信用リスクへの対応としては、リスク管理の観点から、担保による保全を図り、金庫が定める「償却・引当基準」に則った適正な引当金を計上します。お客様との取引については、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定し、適切な保全措置を講じます。

その他、有価証券関連取引については、有価証券にかかる投資方針の中で定めている投資枠内での取引に限定するとともに、万一、取引相手に対して担保を追加提供する必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しており、影響は限定的であります。

なお、リスク資本及び与信限度額の割当については、当金庫で定める「統合リスク管理規程」等に則り、適切に管理しております。統合リスク管理については、金庫全体のリスク許容限度内で配賦されたリスク資本（自己資本比率を8%維持できる自己資本額を控除した残り）を各リスクカテゴリーごとに割振り統合的リスク管理態勢の構築を進めております。

当金庫では現在、派生商品取引及び長期決済期間取引は該当ありません。

## 6. 証券化エクスポージャーに関する事項

## (1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。

一般的には証券の裏付となる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫においては、有価証券投資の一環として購入したものが大半であり、オリジネーターとしての証券化取引は行っていません。

当該証券投資にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてALM委員会等に諮り、適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資は、資金運用基準の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用規程」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。

なお、証券化エクスポージャーに区分される投資及びオリジネーターの種類は、以下のとおりです。

＜投資＞

- 1) 売掛債権を裏付とする信託受益権      4) 貸付債権を裏付とする信託受益権      7) 債券を裏付とする信託受益権  
 2) 手形債権を裏付とする信託受益権      5) 商業用不動産を裏付とする信託受益権  
 3) リース料債権を裏付とする信託受益権      6) 居住用不動産を裏付とする信託受益権

＜オリジネーター＞

- 1) 資産譲渡型      2) 合成型（シンセティック型）

当金庫はオリジネーターとしての証券化エクスポージャーは該当がありません。また、投資家としてのエクスポージャーも保有しておりません。

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

該当する取引はありません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

該当する取引はありません。

③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当する取引はありません。

(2)証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

(3)証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券等会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

(4)証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は次の4機関を採用しています。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

- R&I ●JCR ●S&P ●Moody's

7. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額（VaR）によるリスク計測を開始する等によって把握するとともに、運用状況に応じてALM委員会等に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への投資は、証券化商品と同様、有価証券にかかる運用方針の中で定める投資枠内での取引に限るとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を心掛けております。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用規程」や「資金運用基準」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「資金運用規程」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券等会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

イ.貸借対照表計上額及び時価等

区 分	(単体) 令和2年度		(単体) 令和3年度		(連結) 令和2年度		(連結) 令和3年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価	連結貸借対照表計上額	時 価	連結貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	3,231	3,231	3,851	3,851	3,231	3,231	3,851	3,851
非上場株式等	27	27	23	23	17	17	13	13
合 計	3,259	3,259	3,875	3,875	3,249	3,249	3,865	3,865

(注) 上記には投資信託中の出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額が含まれています。

ロ.出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

	(単体) 令和2年度		(単体) 令和3年度		(連結) 令和2年度		(連結) 令和3年度	
	売却益	売却損	償 却		売却益	売却損	償 却	
売却益	79			81	79			81
売却損	7			0	7			0
償 却	-			-	-			-

ハ.貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

	(単体) 令和2年度		(単体) 令和3年度		(連結) 令和2年度		(連結) 令和3年度	
	評価損益		評価損益		評価損益		評価損益	
評価損益	22		63		22		63	

## 二.貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

区 分	(単体) (単位：百万円)		(連結) (単位：百万円)	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
評価損益	-	-	-	-

## 8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	(単体) (単位：百万円)		(連結) (単位：百万円)	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	17,022	20,782	17,022	20,782
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-	-	-
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	-	-	-	-
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	-	-	-	-
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	-	-	-	-

## 9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

## (1) リスク管理の方針及び手続きの概要及びリスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方とも定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク（BPV）の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響など、ALM管理システムや証券管理システムにより月次で計測を行い、ALM委員会が協議検討するとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

## (2) 金利リスクの算定手法の概要

①開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta EVE$ （注1）及び $\Delta NII$ （注2）並びに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

（注1）IRRBBのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

（注2）IRRBBのうち、金利ショックに対する算出基準日から12カ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

(i)流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

(ii)流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

(iii)流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提

流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

(iv)固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

(v)複数の通貨の集計方法及びその前提

当金庫では、IRRBBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。なお、金利リスクの合算において、通貨間の相関等は考慮していません。また、重要性の観点より、一部の通貨については金利改定満期に基づくキャッシュ・フローを他の通貨に集約して、金利リスクを算出しています。

(vi)スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か）

当金庫では、IRRBBの算出にあたり、割引金利にスプレッドを含めず、キャッシュ・フローにスプレッドを含めて算出しています。

(vii)内部モデルの使用等、 $\Delta EVE$ 及び $\Delta NII$ に重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは、使用していません。

(viii)前事業年度末の開示からの変動に関する説明

算定方法の変更はありません。

(ix)計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

当期の重要性テスト結果は、監督上の基準値である20%に対し、当金庫の資産・負債の構成からみて、妥当な範囲に収まっていると考えております。

なお、当金庫では重要性の観点より、ストレス時に大きな影響を与えると考えられる資産・負債をIRRBBの計測対象としており、その選別にあたっては定量的な基準（銀行の資産・負債の5%程度）に加えて、定性的な影響等を考慮しています。

②銀行が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta EVE$ 及び $\Delta NII$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利に関する事項

(i)金利ショックに関する説明

$\Delta EVE$ 及び $\Delta NII$ 以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、過去の事例や、景気シナリオに基づく金利変動としております。

- (ii)金利リスク計測の前提及びその意味（特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta$ EVE及び $\Delta$ NIIと大きく異なる点）  
当金庫では、リスク資本配賦制度の一環として、金利リスクをVaRなどにより管理しており、預貸金や債権のVaRに基づくリスク量に上限ガイドラインを設定しています。

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項目		$\Delta$ EVE		$\Delta$ NII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	15,867	18,092	60	0
2	下方パラレルシフト	0	0	12	26
3	スティープ化	14,751	16,541		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	923	1,793		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	15,867	18,092	60	26
8	自己資本の額	42,668	44,105	42,668	44,105

- (注) 1.金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。  
2.「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号（2019年2月18日）による改正を受け、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。

## 10. オペレーショナル・リスクに関する項目

### (1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では「リスク管理の基本方針」を踏まえ、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、定期的に収集したデータの分析・評価を行い、リスクの発生のみならず未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

特に、事務リスク管理については、「事務リスク管理方針」に基づき本部・営業店が一体となり、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取組み、事務品質の向上に努めております。

システム・リスクについては、「システム・リスク管理方針」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし定期的な点検・検査、さらにはシステム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。

その他のリスクについては、苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な対応、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点から重要視した管理態勢の整備に努めております。

また、これらリスクに関しましては、ALM委員会等、各種委員会において、協議・検討するとともに、必要に応じて理事会等に報告する態勢を整備しております。

### (2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

## 役職員の報酬体系の開示

### 1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

#### (1) 報酬体系の概要

##### 【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

##### 【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、決定方法等について規程で定めております。

(2) 令和3年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は339百万円です。

(注) 1.対象役員に該当する理事は11名、監事は1名です（期中に退任した者を含む）。

2.上記の内訳は、「基本報酬」120百万円、「賞与」40百万円、「退職慰労金」178百万円となっております。なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金

分を除く）と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3.使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

#### (3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第3条第1項第3号及び第5号並びに第2項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

### 2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、令和3年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1.対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2.「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、令和3年度においては、該当する会社はありませんでした。

3.「同等額」は、令和3年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4.令和3年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

## 手数料一覧（消費税込み）

## 取立手数料

(単位：円)

種類	他行宛	
	一般	会員
個別扱・普通扱	880	770

## 振込手数料

(単位：円)

種類・区分	他行宛		当庫本支店宛		
	一般	会員	一般	会員	
電信扱	5万円以上	660	610	440	390
	5万円未満	495	445	220	170
文書扱	5万円以上	660	610	—	—
	5万円未満	495	445	—	—
ATM扱	5万円以上	550	(除現金扱) 500	330	(除現金扱) 280
	5万円未満	385	335	110	110
パソコン モバイル等	5万円以上	550	500	330	280
	5万円未満	385	335	110	110

## 為替・その他の手数料

(単位：円)

種類	他行宛		当庫本支店宛		
	一般	会員	一般	会員	
送金手数料	電信扱	880	660	330	220
	普通扱	660	550	220	110
不渡返却料	1,100		1,100		
取立組戻料	1,100		1,100		
送金振込組戻料	1,100		1,100		

## 手形・小切手等発行手数料

(単位：円)

種類	数量	代金
手形・小切手帳代金	小切手帳1冊(50枚)	660
	約束手形帳1冊(25枚)	440
	為替手形帳1冊(25枚)	440
	署名イメージ 処理分	小切手帳1冊(50枚) 880 約束手形帳1冊(25枚) 660
	手形用紙1枚	550
マル専口座	口座開設手数料	3,300
	自己宛小切手発行手数料	1枚 550

## 両替・硬貨入出金手数料

(単位：円)

種類	数量	代金
窓口扱い両替手数料 金種指定出金手数料 ※金種指定出金手数料は1万円札を除く 合計枚数が対象	1枚～50枚	無料
	51枚～500枚	330
	501枚～1,000枚	550
	1,001枚以上(1,000枚毎に)	550円追加
大量硬貨入出金手数料	1枚～500枚	1日1回無料 2回目以降1回550円
	501枚～1,000枚	1回550円
	1,001枚以上(1回1,000枚毎に)	550円追加
	1枚～50枚(キャッシュカード有)	1日1回無料
両替機手数料	1枚～300枚	100
	301枚～1,000枚	200
	1,001枚～1,500枚	400

## キャッシュサービス手数料

(単位：円)

利用時間帯	取引	カードの種類					
		当金庫	他信用金庫	他金融機関	ゆうちょ銀行	クレジット会社	
平日	8:00～ 8:45	入金 出金	無料 (注5)	110	220	220	110
	8:45～ 18:00	入金 出金	無料	無料	110	110	無料
	18:00～	入金 出金	無料 (注5)	110	220	220	110
土曜	9:00～ 14:00	入金 出金	無料	無料	220	110	無料
	14:00～	入金 出金	無料 (注5)	110	220	220	110
日曜 祝日	9:00～	入金 出金	無料 (注5)	110	220	220	110
12月 31日	9:00～	入金 出金	無料 (注5)	110	220	220	110

(注1)利用時間帯は、自動機コーナーにより異なります。(注2)振込の場合は、本手数料に併せて振込手数料がかかります。(注3)クレジット会社のカードをご利用になる場合は、本手数料以外に取扱手数料がかかります。(注4)他金融機関のご入金は、第二地方銀行、信用組合、労働金庫のカードがご利用できます。(一部ご利用できない金融機関があります。)(注5)コープ田舎、姫路赤十字病院、イオン姫路大津の各ATMコーナーは、当金庫のカードをご利用の場合も、次の時間帯は手数料が必要です。  
「平日」8:00～8:45、18:00以降・「土曜」14:00以降・「日曜・祝日、12月31日」終日

## 再発行等手数料

(単位：円)

種類	代金
通帳・カード各再発行手数料	1,100
キャッシュカード暗証番号変更事務手数料	550

## バンキングサービス基本手数料(月額)

(単位：円)

種類	代金
個人インターネットバンキング・テレホンバンキング	無料
法人インターネットバンキング・FBサービス	各 2,200
ファクシミリサービス・ホームコースサービス・自動集金サービス	各 1,100
しんきんANSER 通知 サービス	550

## 融資関連手数料

(単位：円)

種類	代金	
住宅ローン事務取扱手数料	11,000	
特別金利住宅ローン手数料 ※特別金利住宅ローンキャンペーン時	55,000	
信金中央金庫代理貸付事務取扱手数料	55,000	
不動産担保 事務取扱 手数料	(根)抵当権の設定(当庫営業エリア内) ※1	5万円以下 11,000 5万円超 22,000
	(根)抵当権の設定(当庫営業エリア外、商品土地を除く) ※1	5万円以下 22,000 5万円超 33,000
	商品土地担保抹消 1区画(1戸)につき	11,000
	(根)抵当権の順位変更 ※1	11,000
	(根)抵当権の譲渡 ※1	33,000
	根抵当権の極度額の変更	11,000
	(根)抵当権の追加担保設定 ※1 ※2	11,000
	(根)抵当権の債務者変更・追加 ※1 ※3	11,000
	(根)抵当権の抹消(つなぎ融資除く) ※1	11,000
	(根)抵当権の一部抹消 ※1	11,000
開発、道路位置指定許可承諾手数料 ※1	11,000	
債権譲渡担保融資手数料 1担保設定につき	11,000	
動産譲渡担保融資手数料 1担保設定につき	11,000	
太陽光発電融資取扱手数料 1案件につき	22,000	
条件変更・ 期限前返済 手数料	事業資金(預金担保・商品土地除く) ※4	金利の変更 5,500 一部繰上返済 5,500 全部繰上返済 5,500
	住宅ローン(預金担保・保証付無担保住宅ローン除く) ※4	条件変更 5,500 一部繰上返済 5,500 全部繰上返済 5,500
	信金中央金庫代理貸付	一部繰上返済 5,500
		全部繰上返済 5,500
融資証明発行手数料	2,200	
住宅取得控除用残高証明書手数料	無料	

※1：住宅ローンは除きます。  
※2：追加担保設定は新規設定時に追加担保の約定がある場合を除きます。  
※3：債務者変更は相続による場合を含みます。  
※4：別途手数料に関する特約書を差し入れて頂いている場合は、その特約書の定めによるものとします。

## 貸金庫・夜間金庫手数料

(単位：円)

種類	数量	代金	
夜間金庫手数料	年間	26,400	
	入金帳1冊	5,500	
貸金庫手数料(年間)	貸金庫手数料	2種(高さ12cm)	8,800
		1種(高さ8cm)	6,600
	自動貸金庫 手数料Ⅰ	大(高さ13.8cm)	22,000
		小(高さ6.3cm)	13,200
		大(高さ14cm)	25,300
	自動貸金庫 手数料Ⅱ	中(高さ10cm)	22,000
		小(高さ6cm)	16,500
		特大(高さ21.6cm)	26,400
	自動貸金庫 手数料Ⅲ	大(高さ17.8cm)	22,000
		中(高さ12cm)	17,600
貸渡保護函手数料	大(高さ7.6cm)	13,200	
	—	6,600	

## でんさい利用手数料

(単位：円)

種類	代金
記録請求手数料(代行・本支店)	330
記録請求手数料(代行・他行庫)	440
記録請求手数料(PC・本支店)	220
記録請求手数料(PC・他行庫)	330
口座間資金決済手数料(仕向)	※
口座間資金決済手数料(被仕向)	330
残高開示手数料	3,300
特例開示手数料	2,200
支払不能情報照会	3,300
その他の記録請求等	1,100

※電信扱い振込手数料に準じる

## その他の手数料

(単位：円)

種類	数量	代金
個人情報 開示手数料	氏名・住所・生年月日・電話番号・ メールアドレス・勤務先・所得額・ 口座番号等、及び残高	1枚 1,100
	取引履歴	1枚 220 5枚以上 1,100 用紙代1枚 33
	残高証明書発行手数料	1通 440
国債管理手数料	年間	1,320
普通預金(教育資金一括贈与専用口座)払戻事務手数料	—	1,100
貯蓄預金Ⅰ	貯蓄預金Ⅰ型	月間の払戻回数6回以降1回毎 110
戻回数超過手数料	貯蓄預金Ⅱ型	—

 **西兵庫信用金庫**  
<https://www.shikin.co.jp/nisisin/>